

証明書の様式は各工業会等のホームページ等で
指定の様式を公開している場合がございますので、
必ず該当する工業会等に確認してください。

(参考) 中小企業庁 HP : 工業会等による証明について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

(一社) ●●●●工業会指定用紙

整 理 番 号

① ソフトウェア以外の場合

② ソフトウェアである場合

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等
に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦): 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 年度(注2) ② - ① = 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否			1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒

東京都●●区

一般社団法人●●工業会

会長 ●● ●● 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者氏名:

印

担当者氏名:

所 属:

担当者連絡先(電話番号):

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

証明書の様式は各工業会等のホームページ等で
指定の様式を公開している場合がございますので、
必ず該当する工業会等に確認してください。

(参考) 中小企業庁 HP : 工業会等による証明について
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

(一社) ●●●●工業会指定用紙	
整 理 番 号	
① ソフトウェア以外の場合	<input type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等
に係る生産性向上要件証明書 (型式確認用)
シリアル番号 ()

当該設備の概要	減価償却資産の種類	減価償却資産の種類を選択してください。
	設備の種類又は細目	
	設備の名称	
	設備型式	
	本社名・事業所名	

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間 (注1) 内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦) : 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度 : 年度(注2) ② - ① = 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※) 当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否			1. 該当 2. 非該当
有効期限(注3)			西暦 年12月31日

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
(注3) 当該証明を受けた年度(1月1日～12月31日)に限り有効とする。

「該当要件欄」に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦 年 月 日

〒

東京都●●区

一般社団法人●●工業会

会長 ●●●● 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 年 月 日

製造事業者等の名称 _____

製造事業者等の所在地 _____

代表者氏名 : _____ 印 _____

担当者氏名 : _____

所 属 : _____

担当者連絡先 (電話番号) : _____

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は
【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(注4) 変更事項	変更前 (都道府県名・市町村名)	変更後 (都道府県名・市町村名)

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。